

在宅介護支援

訪問入浴サービス

家庭で入浴させることが困難な重度身体障がい者に対し、自宅で移動入浴車による入浴サービスを提供します。

- 1 対象者 在宅の身体障害者手帳1種1・2級の肢体不自由の方
- 2 サービスの内容 移動入浴車が各家庭を訪問し、入浴サービスを行います（月3回以内）
- 3 利用者負担 無料
- 4 申請先 障がい支援課
- 5 必要書類等
 - ・入浴サービス申請書
 - ・健康診断書
 - ・身体障害者手帳
- 6 留意事項 介護保険該当者は、介護保険の利用が優先になります。

寝具のクリーニングサービス

在宅の重度身体障がい者が使用している掛・敷布団、毛布、敷きパッドのクリーニングを行います。

- 1 対象者 在宅の身体障害者手帳1種1・2級の肢体不自由の方
- 2 サービスの内容 身体障がい者が使用している掛・敷布団、毛布、敷きパッドのクリーニングを行います。

| | |
|----------|----------------|
| 住民税課税世帯 | 最大年間4回以内 |
| 住民税非課税世帯 | 最大年間12回以内（月1回） |
- 3 利用者負担 無料
- 4 申請先 障がい支援課
- 5 必要書類等
 - ・申請書
 - ・身体障害者手帳

緊急通報装置の設置

急病や火災等の緊急事態の場合、ボタンを押すだけで親戚等と消防署に通報できます。

- 1 対象者 在宅の一人暮らしの重度身体障がい者
- 2 サービスの内容 緊急事態の発生を知らせる装置を自宅の電話機に取り付けます。
- 3 利用者負担 装置の設置による費用は無料ですが、通話料は自己負担となります。
- 4 申請先 障がい支援課
- 5 必要書類等
 - ・申請書
 - ・身体障害者手帳

FAX119 番

聴覚・音声・言語障がいの方が、火事・急病等の場合、自宅のファックスから消防署（知多広域消防指令センター）に119番通報ができます。

- 1 対象者 聴覚・音声・言語障がい等、会話による意思の伝達が困難な方
- 2 申請先 障がい支援課

eメール119番通報システム

聴覚・音声・言語障がい等、会話による意思の伝達が困難な方が、火事・急病等の場合、電子メールで消防署（知多広域消防指令センター）に119番通報ができます。利用には事前に手続が必要です。

- 1 対象者 聴覚・音声・言語障がい等、会話による意思の伝達が困難な方
- 2 申請先 障がい支援課

NET119 番

聴覚・音声・言語障がい等、会話による意思の伝達が困難な方が、火事・急病等の場合、ネット（アプリ）で消防署（知多広域消防指令センター）に119番通報ができます。利用には事前に手続が必要です。

- 1 対象者 聴覚・音声・言語障がい等、会話による意思の伝達が困難な方
- 2 申請先 障がい支援課

FAX110 番

聴覚・音声・言語障がいの方が、犯罪被害に遭ったり、犯罪を目撃されたりして、緊急の通報をされる場合に利用します。

- 1 対象者 聴覚・音声・言語障がいの身体障がい者
- 2 通報先 愛知県警察本部 通信司令室
(FAX 0120-110-369) (フリーダイヤル)
- 3 留意事項 あらかじめ用紙を印刷し、必要事項を記入したうえで備えることをお勧めします。

110 番アプリシステム

聴覚・音声・言語障がい等、音声による 110 番通報が困難な方がスマートフォン、フィーチャーフォンを利用して文字や画像で 110 番通報ができるシステムです。通信料金がかかります。

- 1 対象者 聴覚・音声・言語障がいの身体障がい者
- 2 通報先 愛知県警察本部 通信司令室 <http://www.ap-web110.jp/>
- 3 留意事項 ・専用アプリのインストール登録が必要になります。

NET118 番

聴覚や発話に障がいを持つ方が、海上保安庁への緊急通報をされる場合に利用します。携帯電話・スマートフォン等の通信料金がかかります。

- 1 対象者 聴覚・音声・言語障がいの身体障がい者
- 2 通報先 海上保安庁



・健常者の方は、通話による「118 番」通報をお願いします。・WEB上での事前登録が必要です。下記のコードを読み取る、又は entry@net118.jp を直接宛先に入力し、空メールを送信、登録メールが返ってくるので、案内される手順に従い事前登録をお願いします。
・沖合では携帯電話の電波が届かないエリアがあります。その場合は利用できません。

コミュニケーション支援アプリ

聴覚に障がいのある方、知的障がい・発達障がいのある方、高齢で聞こえづらい方などのコミュニケーションを支援するアプリです。スマートフォンやタブレットで文字やイラストを指し示すことにより、情報や意思を伝えることができます。



アプリのダウンロードなどの説明はこちらから

遠隔手話サービス

受診・相談センターに相談等の結果、新型コロナウイルス感染症関係の疑いがあり、受診・相談センター等を受診する必要があると判断された聴覚障がい者の方に、遠隔手話サービスを提供します。

- 1 問い合わせ先 あいち聴覚障害者センター TEL 052-228-6660
FAX 052-221-8663

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通話オペレーターが手話・文字と音声とを
通訳することにより、24時間365日、電話で双方をつなぐサービスです。事前にアプリま
たはFAXによる登録が必要です。

- 1 問い合わせ先 一般財団法人日本財団電話リレーサービス
TEL 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913 メール info@nftrs.or.jp

手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者の外出時の意思疎通を支援します。

- 1 対 象 町内に住所を有する聴覚障がい者や町内の教育・保育機関、福祉ボラ
ンティア団体等で、手話普及又は聴覚障がい者との交流を目的とし
た行事への派遣を希望する場合、その他町長が必要と認める方です。
- 2 実施方法 (一社)愛知県聴覚障害者協会へ事業委託して実施しています。
- 3 申請先 障がい支援課
- 4 必要書類 派遣対象者(申請者)は、原則として利用日の7日前までに派遣を希
望する日時、内容、場所などを記入した申請書を障がい支援課へ提出。
- 5 利用者負担 無料

要約筆記者派遣事業

要約筆記者が聴覚障がい者の公的機関等での手続き等に随行し、その場で話されている
内容を即時に要約して文字にすることで意思疎通を支援します。

- 1 対 象 者 町内に在住する聴覚障害者等及び聴覚障害者等とコミュニケーション
を図るために要約筆記者を必要とすると認められる方
- 2 実施方法 (一社)愛知県聴覚障害者協会へ事業委託して実施
- 3 申請先 障がい支援課
- 4 必要書類等 派遣対象者(申請者)は、原則として利用日の7日前までに派遣を希
望する日時、内容、場所などを記入した申請書を障がい支援課へ提出。
- 5 利用者負担 無料

失語症向け意思疎通支援者の派遣

失語症と診断された身体障害者手帳の交付を受けた方の自立と社会参加を図るため、コ
ミュニケーションの支援を行う意思疎通支援者を派遣します。

- 1 問い合わせ先 一般社団法人愛知県言語聴覚士会
メール shitugo-Ishisotu@aaslht.jp
愛知県障害福祉課 FAX 052-954-6920

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

- 1 対 象 次の要件を全て満たす方
 - ① 東浦町に住所を有する 18 歳以下の方
(18 歳の誕生日後最初の 3 月 31 日まで申請可)
 - ② 両耳の聴力レベルが原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
 - ③ 補聴器の装用が必要と医師に判断された方(注) 対象児童が属する世帯内に町民税の所得割額が 46 万円以上の人がいる場合は、対象外です。
- 2 助 成 額 難聴の程度により定められた基準額の範囲内で、購入費用の 3 分の 2
- 3 申 請 先 障がい支援課
- 4 必要書類等 申請書・見積書・医師の意見書

日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱えている知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方に対して、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行うことにより、日常生活を支援します。

- 1 対 象 者 日常生活に不安を抱えている知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方
- 2 問 合 せ 先 町社会福祉協議会（福祉センター）TEL 84-3741

成年後見制度

知的障がいや精神障がいなどによって判断能力が十分でない障がい者が不利益を被らないように、預貯金の管理（財産管理）や日常生活のさまざまな契約行為（身上監護）などを本人に代わって行ったり、援助をしたりして個人の権利を守る制度です。

知多 4 市 5 町が共同で、成年後見制度に関する相談窓口を開設しています。

成年後見制度について詳しく知りたい、制度利用の仕方・申し立ての手続きを知りたいなどの相談についてお気軽にご利用ください。

- 1 時 間 平日 9 時から 17 時
- 2 利 用 方 法 事前に電話で予約。相談時間はおおむね 1 時間以内。
相談は無料。
- 3 問 合 せ 先 知多地域権利擁護支援センター TEL 0562-39-3770